

第 166 号 (令和 6 年 5 月 2 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 3
- △ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局地域支援課】 4
- △ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託【都筑区区政推進課】 15

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 16
- △ 同 【経済局商業振興課】 18
- △ 同 【経済局商業振興課】 20
- △ 同 【経済局商業振興課】 22
- △ 同 【経済局商業振興課】 24
- △ 同 【経済局商業振興課】 26
- △ 同 【経済局商業振興課】 28
- △ 同 【経済局商業振興課】 30
- △ 同 【経済局商業振興課】 32
- △ 同 【経済局商業振興課】 34
- △ 同 【経済局商業振興課】 36
- △ 同 【経済局商業振興課】 38
- △ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 40
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 41
- △ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 42
- △ 同 【建築局建築企画課】 43
- △ 同 【建築局建築企画課】 44
- △ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築企画課】 45
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 46
- △ 同 【建築局調整区域課】 47
- △ 同 【建築局調整区域課】 48
- △ 同 【建築局調整区域課】 49
- △ 同 【建築局調整区域課】 50
- △ 同 【建築局調整区域課】 51
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 52
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 53

[区告示]

- △ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】 54

[水道局]

- △ 横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程【経理課】 55

[交通局]

- △ 横浜市交通局契約規程の一部を改正する規程【経営管理課】 56

[医療局病院経営本部]

△ 横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程【病院経営課】	57
△ 横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託【医事課】	58
[正誤]	59

告 示

横 浜 市 告 示 第 197 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	Y o k o h a m a F r o n t M u t s u m i N u r s e r y
設置者	社会福祉法人毛里田睦会
所在地	神奈川県鶴屋町 1 丁目 41 番地

横浜市告示第 198 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、横浜市地域ケアプラザの施設利用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

地域ケアプラザの名称	指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定した日	委託した日
横浜市潮田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日
横浜市駒岡地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜鶴声会	鶴見区獅子ケ谷二丁目 15 番 18 号		
横浜市鶴見市場地域ケアプラザ	社会福祉法人大樹	鶴見区北寺尾四丁目 21 番 20 号		
横浜市鶴見中央地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会	中区常盤町 1 丁目 7 番地		
横浜市寺尾地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地		
横浜市生麦地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会	中区常盤町 1 丁目 7 番地		
横浜市馬場地域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地		
横浜市東寺尾地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1		
横浜市矢向地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地		
横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1		

横浜市神之木地域ケアプラザ	社会福祉法人聖坂学園	中区小港町三丁目 171 番地の 2
横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1
横浜市新子安地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市菅田地域ケアプラザ	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川区西神奈川一丁目 13 番地の 10
横浜市反町地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市六角橋地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1
横浜市戸部本町地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市藤棚地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市宮崎地域ケアプラザ	社会福祉法人ハマノ愛生会	西区浅間台 6 番地
横浜市新山下地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜社会福祉協会	南区中村町 5 丁目 315 番地
横浜市不老町地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜社会福祉協会	南区中村町 5 丁目 315 番地
横浜市本牧原地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市本牧和田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜社会福祉協会	南区中村町 5 丁目 315 番地

横浜市箕沢 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市社会事業協 会	泉区下飯田町 355 番地
横浜市麦田 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市浦舟 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市大岡 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市社会事業協 会	泉区下飯田町 355 番地
横浜市清水 ヶ丘地域ケ アプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市永田 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜社会福祉協会	南区中村町 5 丁目 315 番地
横浜市中村 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人秀 峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市別所 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜太陽会	南区大岡五丁 目 13 番 15 号
横浜市六ツ 川地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜太陽会	南区大岡五丁 目 13 番 15 号
横浜市睦地 域ケアプラ ザ	社会福祉法人た すけあいゆい	南区睦町 1 丁 目 31 番地の 1
横浜市港南 台地域ケア プラザ	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部神奈川県済生 会	神奈川区西神 奈川一丁目 13 番地の 10
横浜市港南 中央地域ケ アプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市下永 谷地域ケア プラザ	社会福祉法人同 塵会	港南区下永谷 四丁目 21 番 10 号

横浜市 芹が谷地域ケアプラザ	社会福祉法人親善福祉協会	泉区西が岡一丁目 28 番地の 1
横浜市 野庭地域ケアプラザ	社会福祉法人ひまわり福祉会	港南区野庭町 2,187 番地の 1
横浜市 東永谷地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市 日限山地域ケアプラザ	社会福祉法人同塵会	港南区下永谷四丁目 21 番 10 号
横浜市 日下地域ケアプラザ	社会福祉法人ル・プリ	旭区金が谷 55 0 番地
横浜市 日野南地域ケアプラザ	社会福祉法人そよかぜの丘	港南区港南四丁目 2 番 8 号
横浜市 今井地域ケアプラザ	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町 1,723 番地の 1
横浜市 岩崎地域ケアプラザ	社会福祉法人なでしこ会	保土ヶ谷区常盤台 75 番 1 号
横浜市 川島地域ケアプラザ	社会福祉法人朋光会	戸塚区名瀬町 1,566 番地
横浜市 常盤台地域ケアプラザ	社会福祉法人なでしこ会	保土ヶ谷区常盤台 75 番 1 号
横浜市 仏向地域ケアプラザ	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町 1,723 番地の 1
横浜市 星川地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市 保土ヶ谷地域ケアプラザ	社会福祉法人なでしこ会	保土ヶ谷区常盤台 75 番 1 号

横浜市今宿 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人漆 原清和会	旭区川井本町 154 番地の 6
横浜市今宿 西地域ケア プラザ	社会福祉法人清 光会	保土ヶ谷区上 菅田町 1,723 番地の 1
横浜市上白 根地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市川井 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人秀 峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市左近 山地域ケア プラザ	社会福祉法人幸 済会	保土ヶ谷区川 島町 1,514 番 地の 2
横浜市笹野 台地域ケア プラザ	社会福祉法人秀 峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市白根 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人秀 峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市鶴ヶ 峰地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市ひか りが丘地域 ケアプラザ	社会福祉法人ア ドベンチスト福 祉会	旭区上川井町 1,988 番地
横浜市二俣 川地域ケア プラザ	社会福祉法人秀 峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市南希 望が丘地域 ケアプラザ	社会福祉法人誠 幸会	泉区上飯田町 2,083 番地の 1
横浜市若葉 台地域ケア プラザ	社会福祉法人創 生会	旭区上川井町 2,287 番地
横浜市磯子 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地

横浜市上笹 下地域ケア プラザ	社会福祉法人ふ るさと自然村	高知県南国市 岡豊町常通寺 島 335 番地の 3
横浜市新杉 田地域ケア プラザ	社会福祉法人電 機神奈川福祉セ ンター	磯子区新杉田 町 8 番地の 7
横浜市滝頭 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人竹 生会	藤沢市遠藤 35 番地
横浜市根岸 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人訪 問の家	栄区桂台中 4 番 7 号
横浜市屏風 ヶ浦地域ケ アプラザ	社会福祉法人伸 こう福祉会	栄区公田町 1, 020 番地の 5
横浜市洋光 台地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜長寿会	栄区野七里一 丁目 36 番 1 号
横浜市釜利 谷地域ケア プラザ	社会福祉法人す みなす会	金沢区釜利谷 南二丁目 8 番 1 号
横浜市泥亀 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市富岡 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人同 塵会	港南区下永谷 四丁目 21 番 10 号
横浜市富岡 東地域ケア プラザ	社会福祉法人若 竹大寿会	神奈川区羽沢 町 550 番地の 1
横浜市並木 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市西金 沢地域ケア プラザ	社会福祉法人昴	西区北幸二丁 目 8 番 4 号
横浜市能見 台地域ケア プラザ	社会福祉法人恩 賜財団済生会支 部神奈川県済生	神奈川区西神 奈川一丁目 13 番地の 10

	会	
横浜市六浦地域ケアプラザ	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	神奈川県西神奈川一丁目 13 番地の 10
横浜市柳町地域ケアプラザ	社会福祉法人すみなす会	金沢区釜利谷南二丁目 8 番 1 号
横浜市西柴地域ケアプラザ	社会福祉法人昂	西区北幸二丁目 8 番 4 号
横浜市篠原地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市下田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜共生会	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市城郷小机地域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市高田地域ケアプラザ	社会福祉法人緑峰会	港北区新吉田町 6,051 番地
横浜市樽町地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜共生会	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市新羽地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜共生会	港北区新吉田町 6,001 番地の 6
横浜市日吉本町地域ケアプラザ	社会福祉法人緑峰会	港北区新吉田町 6,051 番地
横浜市大豆戸地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市鴨居地域ケアプラザ	社会福祉法人清光会	保土ヶ谷区上菅田町 1,723 番地の 1
横浜市霧が丘地域ケア	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢 1 丁目

プラザ		4 番 15 号
横浜市十日市場地域ケアプラザ	社会福祉法人神奈川県匡済会	泉区和泉町 6, 181 番地の 2
横浜市長津田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市中山地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市東本郷地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜 Y M C A 福祉会	中区常盤町 1 丁目 7 番地
横浜市山下地域ケアプラザ	社会福祉法人ふじ寿か会	緑区西八朔町 773 番地の 2
横浜市美しが丘地域ケアプラザ	社会福祉法人緑成会	青葉区鉄町 2, 075 番地の 3
横浜市荏田地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜大場地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市恩田地域ケアプラザ	社会福祉法人みどり福祉会	青葉区さつきが丘 8 番地の 4
横浜市鴨志田地域ケアプラザ	社会福祉法人ふじ寿か会	緑区西八朔町 773 番地の 2
横浜市さつきが丘地域ケアプラザ	社会福祉法人みどり福祉会	青葉区さつきが丘 8 番地の 4
横浜市すすき野地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1
横浜市たまプラーザ地域ケアプラ	社会福祉法人緑成会	青葉区鉄町 2, 075 番地の 3

ザ		
横浜市もえぎ野地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市加賀原地域ケアプラザ	社会福祉法人中川徳生会	都筑区南山田二丁目 39 番 35 号
横浜市葛が谷地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市新栄地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市中川地域ケアプラザ	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川区羽沢町 550 番地の 1
横浜市都田地域ケアプラザ	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町 360 番地
横浜市上倉田地域ケアプラザ	社会福祉法人開く会	泉区中田西一丁目 11 番 2 号
横浜市上矢部地域ケアプラザ	社会福祉法人であいの会	戸塚区上矢部町 2,342 番地
横浜市下倉田地域ケアプラザ	社会福祉法人開く会	泉区中田西一丁目 11 番 2 号
横浜市名瀬地域ケアプラザ	社会福祉法人朋光会	戸塚区名瀬町 1,566 番地
横浜市原宿地域ケアプラザ	社会福祉法人聖母会	東京都新宿区中落合 2 丁目 5 番 1 号
横浜市東戸塚地域ケアプラザ	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市平戸地域ケアプラザ	社会福祉法人聖ヒルダ会	戸塚区汲沢町 1,060 番地

横浜市深谷 俣野地域ケ アプラザ	社会福祉法人聖 母会	東京都新宿区 中落合 2 丁目 5 番 1 号
横浜市舞岡 柏尾地域ケ アプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市南戸 塚地域ケア プラザ	社会福祉法人朋 光会	戸塚区名瀬町 1,566 番地
横浜市笠間 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人同 塵会	港南区下永谷 四丁目 21 番 10 号
横浜市桂台 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人訪 問の家	栄区桂台中 4 番 7 号
横浜市小菅 ケ谷地域ケ アプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市豊田 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地
横浜市中野 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人 ル・プリ	旭区金が谷 55 0 番地
横浜市野七 里地域ケア プラザ	社会福祉法人伸 こう福祉会	栄区公田町 1, 020 番地の 5
横浜市本郷 台駅前地域 ケアプラザ	横浜市福祉サー ビス協会・さか え区民活動支援 協会グループ	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市いず み中央地域 ケアプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市いず み野地域ケ アプラザ	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番地
横浜市岡津 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人誠 幸会	泉区上飯田町 2,083 番地の 1

横浜市踊場 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人神 奈川県匡済会	泉区和泉町 6, 181 番地の 2	
横浜市上飯 田地域ケア プラザ	社会福祉法人公 正会	泉区池の谷 3, 901 番地の 1	
横浜市下和 泉地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地	
横浜市新橋 地域ケアプ ラザ	社会福祉法人開 く会	泉区中田西一 丁目 11 番 2 号	
横浜市阿久 和地域ケア プラザ	社会福祉法人湘 南遊愛会	戸塚区川上町 84 番地の 1	
横浜市下瀬 谷地域ケア プラザ	社会福祉法人同 塵会	港南区下永谷 四丁目 21 番 10 号	
横浜市中屋 敷地域ケア プラザ	社会福祉法人誠 幸会	泉区上飯田町 2,083 番地の 1	
横浜市二ツ 橋地域ケア プラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地	
横浜市二ツ 橋第二地域 ケアプラザ	社会福祉法人横 浜市社会福祉協 議会	中区桜木町 1 丁目 1 番地	

横浜市告示第 199 号

都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託
 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市 ひとり親家庭福祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町 14 番地 の 3	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 242 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ジ ョ イ ナ ス テ ラ ス 二 俣 川
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 50 番 地 の 14 ほか

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ
代 表 取 締 役 左 藤 誠

西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号
ほ か 8 者

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 森 村 幹 夫 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号 ほ か 8 者	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 左 藤 誠 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号 ほ か 8 者
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代	相 鉄 ロ ー ゼ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 長 谷 川 正 昭 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番	相 鉄 ロ ー ゼ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 曾 我 清 隆 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番

表者の氏名	14 号 ほか 68 者	14 号 ほか 59 者
-------	-----------------	-----------------

- (4) 変更の年月日
令和 5 年 6 月 30 日ほか
- (5) 変更した理由
設置者の代表者変更のため ほか
- 2 届出年月日
令和 6 年 4 月 5 日
- 3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 243 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

いずみ中央ショッピングプラザ「相鉄ライフ」
 泉区和泉町 3,511 番地の 9

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
 代表取締役 左藤 誠
 西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千原 広 司 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 春日 徹 夫 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 6 者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我 清 隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 2 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 244 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄いずみ野駅北口ビル
 泉区和泉町 6,213 番地の 1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
 代表取締役 左藤 誠
 西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千原 広 司 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川 正 昭 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 5 者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我 清 隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 4 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日 ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 245 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 緑園都市ショッピングプラザ「相鉄ライフ」
 泉区緑園四丁目 1 番地の 2 ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社相鉄アーバンクリエイツ
 代表取締役 左藤 誠
 西区南幸二丁目 1 番 22 号
 ほか 1 者
- (3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	緑園都市ショッピングプラザ「相鉄ライフ」 泉区緑園四丁目 1 番地の 2	緑園都市ショッピングプラザ「相鉄ライフ」 泉区緑園四丁目 1 番地の 2 ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号 ほか 1 者	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号 ほか 1 者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役

称及び住所並びに 法人にあっては代 表者の氏名	伊 藤 英 男 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号 ほ か 10 者	曾 我 清 隆 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号 ほ か 5 者
-------------------------------	--	---

(4) 変更の年月日
令和 5 年 6 月 30 日 ほか

(5) 変更した理由
設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日
令和 6 年 4 月 5 日

3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 246 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

相 鉄 ラ イ フ や よ い 台
 泉 区 弥 生 台 16 番 地 の 1 ほか

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ
 代 表 取 締 役 左 藤 誠
 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地	相 鉄 ラ イ フ や よ い 台 泉 区 弥 生 台 16 番 地 の 1、16 番 地 の 3、5 番 地 の 2	相 鉄 ラ イ フ や よ い 台 泉 区 弥 生 台 16 番 地 の 1 ほか
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 千 原 広 司 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号	株 式 会 社 相 鉄 ア ー バ ン ク リ エ イ ツ 代 表 取 締 役 左 藤 誠 西 区 南 幸 二 丁 目 1 番 22 号
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	相 鉄 ロ ー ゼ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 長 谷 川 正 昭 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号	相 鉄 ロ ー ゼ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 曾 我 清 隆 西 区 北 幸 二 丁 目 9 番 14 号

	ほか 4 者	ほか 4 者
(4) 変更の年月日		
令和 5 年 6 月 30 日	ほか	
(5) 変更した理由		
設置者の代表者変更のため	ほか	
2 届出年月日		
令和 6 年 4 月 5 日		
3 縦覧場所		
中区本町 6 丁目 50 番地の 10		
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課		

横浜市公告第 247 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ライフ三ツ境

瀬谷区三ツ境 2 番地の 19 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	相鉄ライフ三ツ境 瀬谷区三ツ境 2 番地の 19	相鉄ライフ三ツ境 瀬谷区三ツ境 2 番地の 19 ほか
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 千原 広 司 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川 正 昭 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 35 者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我 清 隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 33 者

- (4) 変更の年月日
令和 5 年 6 月 30 日 ほか
- (5) 変更した理由
設置者の代表者変更のため ほか
- 2 届出年月日
令和 6 年 4 月 5 日
- 3 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 248 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ金沢文庫店

金沢区釜利谷東二丁目 33 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ユニ株式会社

代表取締役 榊原 健

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	ユニ株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユニ株式会社 代表取締役 佐古 則 男 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 ほか 19 者	ユニ株式会社 代表取締役 榊原 健 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地 ほか 15 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 10 月 31 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 10 日

3

縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 249 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

アピタ長津田店

緑 区 長 津 田 み な み 台 四 丁 目 7 番 地 の 1

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

ユニ株式会社

代 表 取 締 役 榊 原 健

愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ユニ株式会社 代 表 取 締 役 関 口 憲 司 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地	ユニ株式会社 代 表 取 締 役 榊 原 健 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ユニ株式会社 代 表 取 締 役 関 口 憲 司 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 29 者	ユニ株式会社 代 表 取 締 役 榊 原 健 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 26 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 10 月 31 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令和 6 年 4 月 10 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 250 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

な お、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に、 横 浜 市 長 に 対 し、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

アピタ戸塚店

戸塚区上倉田町 769 番地の 1 ほか

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

ユニ株式会社

代表取締役 榊 原 健

愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地	ユニ株式会社 代表取締役 榊 原 健 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	ユニ株式会社 代表取締役 関 口 憲 司 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 16 者	ユニ株式会社 代表取締役 榊 原 健 愛 知 県 稲 沢 市 天 池 五 反 田 町 1 番 地 ほ か 13 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 5 年 10 月 31 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

設 置 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令和 6 年 4 月 10 日

3

縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 251 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄鶴見尻手ビル

鶴見区尻手二丁目 2 番 8 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市柳町 1 丁目 13 番 20 号 ほか 1 者	株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 平本 忠 茨城県水戸市城南 2 丁目 7 番 5 号 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 252 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

相鉄ビル

西区北幸一丁目 3 番 1 号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ

代表取締役 左藤 誠

西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川 正昭 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 6 者	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我 清隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 4 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日ほか

(5) 変更した理由

小売店舗の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 253 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

そうてつローゼン山手台店
 泉区領家二丁目 10 番地の 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社相鉄アーバンクリエイツ
 代表取締役 左藤 誠
 西区南幸二丁目 1 番 22 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 森村 幹夫 西区南幸二丁目 1 番 22 号	株式会社相鉄アーバンクリエイツ 代表取締役 左藤 誠 西区南幸二丁目 1 番 22 号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 長谷川 正昭 西区北幸二丁目 9 番 14 号	相鉄ローゼン株式会社 代表取締役 曾我 清隆 西区北幸二丁目 9 番 14 号 ほか 1 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 6 月 30 日ほか

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 4 月 12 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 254 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
下 ノ 浜 公 園	金 沢 区 富 岡 東 四 丁 目 10	別 図 の と お り 809 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 5 月 7 日 か ら 令 和 6 年 9 月 30 日 ま で
西 柴 台 公 園	金 沢 区 長 浜 二 丁 目 7	別 図 の と お り 927 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 5 月 7 日 か ら 令 和 6 年 9 月 30 日 ま で

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 255 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 3 月 26 日	30572	共 和 興 業 株 式 会 社 工 事 部	(新) 中 里 成 光	中 区 末 吉 町 1 丁 目 21 番 地
			(旧) 鈴 木 登 志 子	

横 浜 市 公 告 第 256 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、六 角 橋 1 丁 目 31、32 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 257 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、ジェネヒルあざみ野 A 地区建築協定を認可した。

その建築協定書は、横浜市建築局建築指導部建築企画課において
一般の縦覧に供する。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 258 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、た ち ば な 台 地 区 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 259 号

建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 75 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に
基 づ き 、 三 井 杉 田 台 建 築 協 定 に 加 わ る 意 思 の 表 示 が あ っ た 。

そ の 建 築 協 定 書 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 260 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 3 月 30 日 第 2022 開 1410 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 三 ツ 境 16 番 地 の 1
株 式 会 社 丸 三
代 表 取 締 役 和 田 崇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 西 四 丁 目 28 番 の 1 、 28 番 の 2 及 び 28 番 の 9 から 28
番 の 17 ま で

横 浜 市 公 告 第 261 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 14 日 第 2023 開 1203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 み な と み ら い 三 丁 目 7 番 1 号
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 神 奈 川 東 支 店
支 店 長 植 岡 俊 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 35 番 の 7 及 び 35 番 の 13

横浜市公告第 262 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 6 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 7 月 26 日 第 2023 開 1205 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都武蔵野市境 2 丁目 2 番 2 号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地重彦
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
緑区いぶき野 22 番の 38 から 22 番の 54 まで

横 浜 市 公 告 第 263 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 12 日 第 2023 開 203 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 1 番 2 号
三 井 不 動 産 レ ジ デ ン シ ャ ル 株 式 会 社
執 行 役 員 横 浜 支 店 長 岡 本 達 哉
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 片 倉 五 丁 目 222 番 の 1 、 222 番 の 4 及 び 222 番 の 5

横 浜 市 公 告 第 264 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 17 日 第 2023 開 1609 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 青 木 町 2 番 地 の 6
明 拓 地 所 株 式 会 社
代 表 取 締 役 三 澤 明
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
泉 区 中 田 東 四 丁 目 1,999 番 の 4 の 一 部 、 1,999 番 の 6 、 1,999
番 の 38 及 び 1,999 番 の 48 か ら 1,999 番 の 59 ま で

横 浜 市 公 告 第 265 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 19 日 第 2023 開 1211 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 上 山 三 丁 目 740 番 の 7 、 740 番 の 8 、 740 番 の 20 から 740
番 の 27 ま で 、 742 番 の 16 及 び 742 番 の 72 から 742 番 の 74 ま で

横 浜 市 公 告 第 266 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 6 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 4 月 23 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
23.31 m
- 5 指 定 の 場 所
港 南 区 大 久 保 二 丁 目 298 番 の 1 及 び 299 番 の 6
- 6 申 請 者 の 氏 名
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷲 原 浩

横 浜 市 公 告 第 267 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 4 月 12 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

18.48 m

4 廃 止 の 場 所

栄 区 上 郷 町 1,192 番 の 12 、 1,214 番 の 4 及 び 2,353 番 の 186 の
各 一 部

区 告 示

戸塚区告示第 2 号（令和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、新沢睦会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	加 瀬 恭 子 戸塚区戸塚町 4,422 番 地の 2	西 川 侑 汰 戸塚区戸塚町 4,421 番 地の 12

水道局

横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和 6 年 5 月 2 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

水道局規程第 10 号

横浜市水道局契約規程の一部を改正する規程

横浜市水道局契約規程（平成 20 年 3 月水道局規程第 7 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条中「第 21 条の 14」を「第 21 条の 13」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

交 通 局

横 浜 市 交 通 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を こ こ に 公 布 す る 。
令 和 6 年 5 月 2 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者
交 通 局 長 三 村 庄 一

交 通 局 規 程 第 16 号

横 浜 市 交 通 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

横 浜 市 交 通 局 契 約 規 程 (平 成 20 年 3 月 交 通 局 規 程 第 11 号) の 一 部
を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 中 「 第 21 条 の 14 」 を 「 第 21 条 の 13 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 規 程 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 し 、 令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 適 用 す
る 。

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 10 号

横浜市医療局病院経営本部契約規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部契約規程（平成 17 年 3 月病院経営局規程第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 1 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 1 号」に改める。

第 38 条の 2 第 1 項中「第 21 条の 14 第 1 項第 3 号及び第 4 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 3 号及び第 4 号」に、同項第 2 号中「第 21 条の 14 第 1 項第 4 号」を「第 21 条の 13 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

医療局病院経営本部告示第 4 号

横浜市立市民病院医業収益の収納事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立市民病院医業収益の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 2 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ソラスト 医療事業本部長 吉田直樹	東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日まで

正誤

令和 6 年号外第 5 号 26 ページ 24 行目表中「・横浜市保育費用徴収事務の特例に関する規則（昭和 30 年 4 月横浜市規則第 18 号）第 1 条の規定による保育費用の収納に関する会計事務」は「・こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課における収入金の収納に関する会計事務」の誤り。

令和 6 年定期第 163 号 45 ページ上から 13 行目「旭区さちが丘 200 番の 35 の一部並びに中希望が丘 14 番の 2 の一部」は「旭区さちが丘 200 番の 35 の一部並びに中希望が丘 14 番の 2 の一部及び 14 番の 28 から 14 番の 30 まで」の誤り。